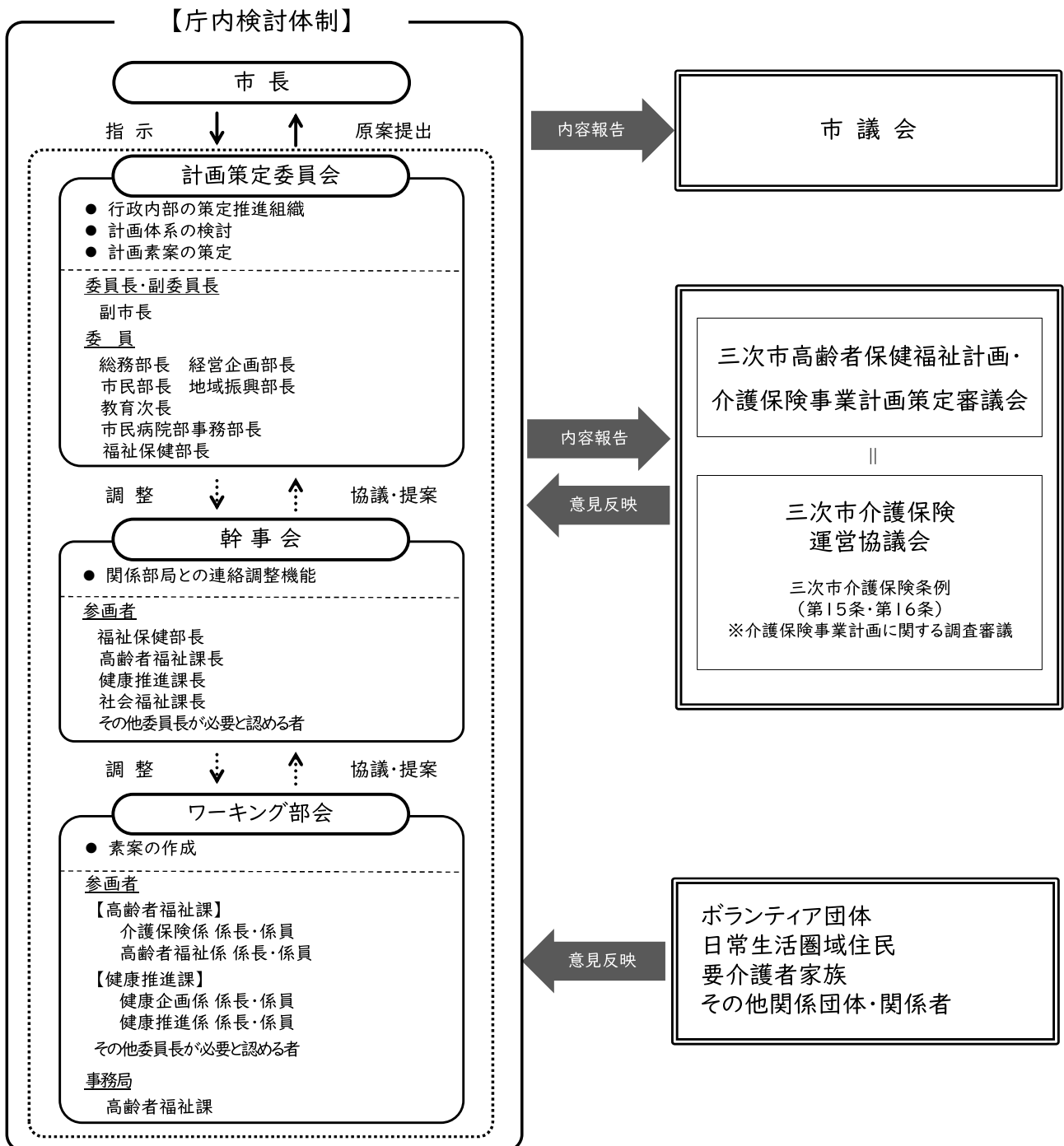


第7章 資料編

1. 策定経過

開催日等			会議名等	協議内容等
令和4年 (2022年)	12月	26日	第1回ワーキング会議	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について 在宅介護実態調査について
		27日	第1回策定幹事会	
令和5年 (2023年)	1月	11日	第1回策定委員会	
		12日	第1回策定審議会	
(1月～2月)		介護予防・日常生活圏域ニーズ調査, 在宅介護実態調査		
5月	29～ 31日	第2回ワーキング会議 (書面開催)		介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果について 在宅介護実態調査結果について 介護保険サービス事業者調査について
		第2回策定幹事会 (書面開催)		
6月	2日	第2回策定委員会		
	9日	第2回策定審議会		
(6月～7月)		介護保険サービス事業者調査		
10月	24日	第3回策定委員会		介護保険サービス事業者調査結果について 計画素案について
	30日	第3回策定審議会		
12月	25日	第4回策定委員会		計画案について
令和6年 (2024年)	1月	10日	第4回策定審議会	
(1月～2月)		パブリック・コメント		
2月	1日	第5回策定委員会		計画案について 介護サービス等の推移・介護保険料の設定について
		第5回策定審議会		

2. 策定体制



3. 策定審議会設置要綱

三次市第10期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定審議会設置要綱

(設置)

第1条 市は、第10期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、あらかじめ介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、学識経験を有する者の知見の活用を図るために、三次市第10期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 計画の策定についての調査及び審議
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 審議会に委員を置く。

2 三次市介護保険条例（平成16年三次市条例第160号）による介護保険運営協議会委員は、審議会委員に充てられたものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置く。

2 三次市介護保険条例施行規則（平成16年三次市規則第121号）による介護保険運営協議会会長は、審議会会長に充てられたものとする。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

(会議等)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会長が審議上必要であると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(報償)

第6条 委員に対する報償は、別に定めるところにより、予算の範囲内で支給する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉保健部高齢者福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和4年11月30日から施行する。

4. 策定審議会委員名簿

	氏名	区分
1	佐島 千賀子	被保険者を代表する委員
2	山岡 幸子	
3	三浦 誠司	医療機関を代表する委員
	佐々木 智	
4	尾関 良賢	
5	秋山 五輪夫	社会福祉施設を代表する委員
6	徳山 拓史	居宅介護支援事業所を代表する委員
7	有田 雅俊	公益を代表する委員
8	山根 真明	行政機関を代表する委員
9	片岡 光子	行政機関を代表する委員

(敬称略)

5. 策定委員会設置要綱

三次市第10期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市は、第10期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、市行政内部の連携を図ることを目的として、三次市第10期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 計画体系の検討
- (2) 計画素案の策定
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、三次市副市長の事務分担に関する規則（平成20年三次市規則第34号）第2条第1号に掲げる副市長をもって充て、副委員長は、同条第2号に掲げる副市長とする。

3 委員は、別表第1のとおりとする。

4 委員会に幹事会及びワーキング部会を置き、それぞれ別表第2に掲げる職にある者で構成する。

5 幹事会は、前条に掲げる所掌事務について関係部局との連絡調整に当たるとともに、計画の素案について委員会に提案し、内容について協議するものとする。

6 ワーキング部会は、計画の素案を作成して幹事会に提案し、内容について協議するものとする。

(会議等)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、福祉保健部高齢者福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年11月30日から施行する。

別表第1（第3条関係）

委員	総務部長
	経営企画部長
	地域振興部長
	市民部長
	市民病院部事務部長
	教育次長
	福祉保健部長

別表第2（第3条関係）

幹事会	福祉保健部長
	高齢者福祉課長
	健康推進課長
	社会福祉課長
	その他委員長が必要と認める者
ワーキング部会	高齢者福祉課介護保険係長・係員
	高齢者福祉課高齢者福祉係長・係員
	健康推進課健康企画係長・係員
	健康推進課健康推進係長・係員
	その他委員長が必要と認める者

6. 各圏域における介護サービス等事業所数及び医療機関数

① 北部圏域（君田・布野・作木）

介護サービス

種別	サービス種別	R2/9 末	R5/9 末	増減
居宅介護支援		2	2	0
居宅介護サービス	訪問介護	0	0	0
	訪問入浴介護	0	0	0
	訪問看護	0	0	0
	訪問リハビリテーション	0	0	0
	通所介護	2	1	-1
	通所リハビリテーション	0	0	0
	短期入所生活介護	4	4	0
	短期入所療養介護	0	0	0
	特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
	夜間対応型訪問介護	0	0	0
	地域密着型通所介護	1	2	1
	認知症対応型通所介護	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	0	0	0
	認知症対応型共同生活介護	2	2	0
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
施設サービス	介護老人福祉施設	2	2	0
	地域密着型介護老人福祉施設	0	0	0
	介護老人保健施設	0	0	0
	介護医療院	0	0	0

介護予防サービス

種別	サービス種別	R2/9 末	R5/9 末	増減
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	0	0	0
	介護予防訪問看護	0	0	0
	介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0
	介護予防通所リハビリテーション	0	0	0
	介護予防短期入所生活介護	4	4	0
	介護予防短期入所療養介護	0	0	0
	介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
	介護予防認知症対応型共同生活介護	2	2	0

居住系サービス

種別	R2/9 末	R5/9 末	増減
養護老人ホーム	0	0	0
軽費老人ホーム	0	0	0
自立支援型グループホーム	0	0	0
生活支援ハウス	3	3	0
有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅	0	0	0

医療機関

種別	R2/9 末	R5/9 末	増減
病院	0	0	0
診療所	3	3	0
歯科診療所	1	1	0

② 西部圏域（三次・河内・十日市・粟屋）

介護サービス

種別	サービス種別	R2/9 末	R5/9 末	増減
居宅介護支援		11	8	-3
居宅介護サービス	訪問介護	6	6	0
	訪問入浴介護	0	0	0
	訪問看護	3	4	1
	訪問リハビリテーション	5	5	0
	通所介護	4	3	-1
	通所リハビリテーション	7	7	0
	短期入所生活介護	7	7	0
	短期入所療養介護	4	4	0
	特定施設入居者生活介護	5	5	0
地域密着型介護サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1	0
	夜間対応型訪問介護	0	0	0
	地域密着型通所介護	4	4	0
	認知症対応型通所介護	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	1	1	0
	認知症対応型共同生活介護	2	2	0
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	1	0
施設サービス	看護小規模多機能型居宅介護	0	1	1
	介護老人福祉施設	2	2	0
	地域密着型介護老人福祉施設	1	1	0
	介護老人保健施設	3	3	0
	介護医療院	1	1	0

介護予防サービス

種別	サービス種別	R2/9 末	R5/9 末	増減
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	0	0	0
	介護予防訪問看護	3	4	1
	介護予防訪問リハビリテーション	5	5	0
	介護予防通所リハビリテーション	7	7	0
	介護予防短期入所生活介護	5	4	-1
	介護予防短期入所療養介護	4	4	0
	介護予防特定施設入居者生活介護	5	5	0
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	1	1	0
	介護予防認知症対応型共同生活介護	2	2	0

居住系サービス

種別	R2/9 末	R5/9 末	増減
養護老人ホーム	1	1	0
軽費老人ホーム	2	2	0
自立支援型グループホーム	1	1	0
生活支援ハウス	0	0	0
有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅	4	4	0

医療機関

種別	R2/9 末	R5/9 末	増減
病院	4	4	0
診療所	20	21	1
歯科診療所	12	11	-1

③ 中部圏域（八次・神杉・和田・田幸・川西・酒屋・青河）

介護サービス

種別	サービス種別	R2/9 末	R5/9 末	増減
居宅介護支援		6	6	0
居宅介護サービス	訪問介護	4	4	0
	訪問入浴介護	0	0	0
	訪問看護	0	0	0
	訪問リハビリテーション	1	1	0
	通所介護	6	5	-1
	通所リハビリテーション	1	1	0
	短期入所生活介護	5	5	0
	短期入所療養介護	1	1	0
	特定施設入居者生活介護	1	1	0
地域密着型介護サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
	夜間対応型訪問介護	0	0	0
	地域密着型通所介護	3	2	-1
	認知症対応型通所介護	0	1	1
	小規模多機能型居宅介護	4	4	0
	認知症対応型共同生活介護	2	2	0
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	1	0
施設サービス	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
	介護老人福祉施設	1	1	0
	地域密着型介護老人福祉施設	1	1	0
	介護老人保健施設	1	1	0
	介護医療院	0	0	0

介護予防サービス

種別	サービス種別	R2/9 末	R5/9 末	増減
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	0	0	0
	介護予防訪問看護	0	0	0
	介護予防訪問リハビリテーション	1	1	0
	介護予防通所リハビリテーション	1	1	0
	介護予防短期入所生活介護	5	5	0
	介護予防短期入所療養介護	1	1	0
	介護予防特定施設入居者生活介護	1	1	0
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	0	1	1
	介護予防小規模多機能型居宅介護	4	4	0
	介護予防認知症対応型共同生活介護	2	2	0

居住系サービス

種別	R2/9 末	R5/9 末	増減
養護老人ホーム	1	1	0
軽費老人ホーム	0	0	0
自立支援型グループホーム	0	0	0
生活支援ハウス	0	0	0
有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅	2	2	0

医療機関

種別	R2/9 末	R5/9 末	増減
病院	1	1	0
診療所	10	10	0
歯科診療所	5	4	-1

④ 南部圏域（川地・三和）

介護サービス

種別	サービス種別	R2/9 末	R5/9 末	増減
居宅介護支援		1	1	0
居宅介護サービス	訪問介護	1	1	0
	訪問入浴介護	0	0	0
	訪問看護	0	0	0
	訪問リハビリテーション	0	0	0
	通所介護	1	1	0
	通所リハビリテーション	0	0	0
	短期入所生活介護	1	1	0
	短期入所療養介護	0	0	0
	特定施設入居者生活介護	1	1	0
地域密着型介護サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
	夜間対応型訪問介護	0	0	0
	地域密着型通所介護	2	2	0
	認知症対応型通所介護	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	1	1	0
	認知症対応型共同生活介護	1	1	0
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
施設サービス	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
	介護老人福祉施設	1	1	0
	地域密着型介護老人福祉施設	0	0	0
	介護老人保健施設	0	0	0
	介護医療院	0	0	0

介護予防サービス

種別	サービス種別	R2/9 末	R5/9 末	増減
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	0	0	0
	介護予防訪問看護	0	0	0
	介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0
	介護予防通所リハビリテーション	0	0	0
	介護予防短期入所生活介護	1	1	0
	介護予防短期入所療養介護	0	0	0
	介護予防特定施設入居者生活介護	1	1	0
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	1	1	0
	介護予防認知症対応型共同生活介護	1	1	0

居住系サービス

種別	R2/9 末	R5/9 末	増減
養護老人ホーム	1	1	0
軽費老人ホーム	0	0	0
自立支援型グループホーム	0	0	0
生活支援ハウス	0	0	0
有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅	0	0	0

医療機関

種別	R2/9 末	R5/9 末	増減
病院	0	0	0
診療所	3	3	0
歯科診療所	1	1	0

⑤ 東部圏域（三良坂・吉舎・甲奴）

介護サービス

種別	サービス種別	R2/9 末	R5/9 末	増減
居宅介護支援		6	6	0
居宅介護サービス	訪問介護	3	3	0
	訪問入浴介護	0	0	0
	訪問看護	1	2	1
	訪問リハビリテーション	0	0	0
	通所介護	3	4	1
	通所リハビリテーション	0	0	0
	短期入所生活介護	5	5	0
	短期入所療養介護	0	0	0
	特定施設入居者生活介護	1	1	0
地域密着型介護サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1	0
	夜間対応型訪問介護	0	0	0
	地域密着型通所介護	3	2	-1
	認知症対応型通所介護	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	2	2	0
	認知症対応型共同生活介護	2	1	-1
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
施設サービス	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
	介護老人福祉施設	2	2	0
	地域密着型介護老人福祉施設	0	0	0
	介護老人保健施設	0	0	0
	介護医療院	0	0	0

介護予防サービス

種別	サービス種別	R2/9 末	R5/9 末	増減
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	0	0	0
	介護予防訪問看護	1	2	1
	介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0
	介護予防通所リハビリテーション	0	0	0
	介護予防短期入所生活介護	5	5	0
	介護予防短期入所療養介護	0	0	0
	介護予防特定施設入居者生活介護	1	1	0
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	2	2	0
	介護予防認知症対応型共同生活介護	2	1	-1

居住系サービス

種別	R2/9 末	R5/9 末	増減
養護老人ホーム	0	0	0
軽費老人ホーム	2	2	0
自立支援型グループホーム	0	0	0
生活支援ハウス	0	0	0
有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅	4	4	0

医療機関

種別	R2/9 末	R5/9 末	増減
病院	0	0	0
診療所	7	7	0
歯科診療所	5	5	0

⑥ 市全体

介護サービス

種別	サービス種別	R2/9 末	R5/9 末	増減
居宅介護支援		26	23	-3
居宅介護サービス	訪問介護	14	14	0
	訪問入浴介護	0	0	0
	訪問看護	4	6	2
	訪問リハビリテーション	6	6	0
	通所介護	16	14	-2
	通所リハビリテーション	8	8	0
	短期入所生活介護	22	22	0
	短期入所療養介護	5	5	0
	特定施設入居者生活介護	8	8	0
地域密着型介護サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	2	0
	夜間対応型訪問介護	0	0	0
	地域密着型通所介護	13	12	-1
	認知症対応型通所介護	0	1	1
	小規模多機能型居宅介護	8	8	0
	認知症対応型共同生活介護	9	8	-1
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2	2	0
施設サービス	看護小規模多機能型居宅介護	0	1	1
	介護老人福祉施設	8	8	0
	地域密着型介護老人福祉施設	2	2	0
	介護老人保健施設	4	4	0
	介護医療院	1	1	0

介護予防サービス

種別	サービス種別	R2/9 末	R5/9 末	増減
介護予防支援		1	1	0
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	0	0	0
	介護予防訪問看護	4	6	2
	介護予防訪問リハビリテーション	6	6	0
	介護予防通所リハビリテーション	8	8	0
	介護予防短期入所生活介護	20	19	-1
	介護予防短期入所療養介護	5	5	0
	介護予防特定施設入居者生活介護	8	8	0
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	0	1	1
	介護予防小規模多機能型居宅介護	8	8	0
	介護予防認知症対応型共同生活介護	9	8	-1

居住系サービス

種別	R2/9 末	R5/9 末	増減
養護老人ホーム	3	3	0
軽費老人ホーム	4	4	0
自立支援型グループホーム	1	1	0
生活支援ハウス	3	3	0
有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅	10	10	0

医療機関

種別	R2/9 末	R5/9 末	増減
病院	5	5	0
診療所	43	44	1
歯科診療所	24	22	-2

7. 高齢者に関わる主な法令

介護

○介護保険法

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療が必要となった場合に、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、介護保険制度を設け、保険給付等に関して必要な事項を定め、保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的として定められています。

福祉

○老人福祉法

高齢者の健康の保持、生活の安定、社会参加の促進を基本理念とし、65歳以上の人自立した日常生活を営むため、最も適切な支援が総合的に受けられる体制づくりなど、高齢者福祉を担当する機関や施設、事業に関するルールについて定めています。

医療

○高齢者の医療の確保に関する法律

高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する対応をするとともに、高齢者の医療について、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的として定められています。

権利擁護

○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）

高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的として定められています。

○成年後見制度の利用の促進に関する法律

成年後見制度の利用の促進のため、基本理念、国と地方公共団体の責務等、施策推進のための基本方針及びその他の基本となる事項を定めています。

住まい

○高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）

高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けられることができる良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅等の登録制度を設けるとともに、良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅の供給を促進するための対応を行い、併せて高齢者に適した良好な居住環境が確保され高齢者が安定的に居住することができる賃貸住宅について終身建物賃貸借制度を設ける等により高齢者の居住の安定の確保を図り、その福祉の増進に寄与することを目的として定められています。

移動

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための方策、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらとの間の経路となる道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を図ることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として定められています。

雇用

○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高年齢者雇用安定法）

定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進、高年齢者等の再就職の促進、定年退職者その他の高年齢退職者に対する就業の機会の確保等の対応を総合的に行い、高年齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図ることを目的として定められています。

年金

○厚生年金保険法

労働者が加入する年金保険について定めています。

○国民年金法

日本の年金制度における基礎となる国民年金制度について定めています。

8. 用語集

あ行

ICT

情報通信技術のことをいいます。

いのちのバトン

万が一の緊急時に、生命を救う手助けになる個人情報連絡票を入れた容器を冷蔵庫に保管しておくことで、駆けつけた救急隊員や搬送された病院で迅速、かつ適切な対応を可能とすることができます。

オレンジドクター

もの忘れ・認知症相談医のことをいい、認知症患者と家族の支援、認知症の医療とケアについて正しい知識の普及のほか、医療関係や介護関係機関との連携などに携わる医師のことをいいます。

オンライン

インターネットを活用した通信のことをいいます。オンラインを活用すると、離れた場所でも顔が見える状態で、会話や会議を行うことができます。

か行

介護医療院

長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、日常的な医学管理や看取り・終末期などの医療と、日常生活上の世話などの介護を一体的に提供する施設です。

介護給付費

居宅介護サービス費・施設介護サービス費などの介護給付にかかる費用及び居宅支援サービス費などの予防給付に要する金額の合計のことで、半分を保険料、残り半分を公費でまかっています。

介護認定審査会

要介護（要支援）認定に係る審査判定業務を行うために市町村に置かれている、保健・医療・福祉に関する学識経験者から構成された機関のことをいいます。

介護報酬

介護保険制度において、サービス提供事業者がサービスを提供した場合に、サービスの対価として支払われる報酬のことをいいます。

介護保険制度

市町村を保険者とし、40歳以上の人を被保険者として、介護を必要とする状態となった場合、被保険者の選択に基づき、保健医療サービス及び福祉サービスを多様な事業所・施設から提供します。

制度の運営に必要な費用は、被保険者の支払う保険料や公費などによってまかなわれており、社会全体で高齢者の介護を支えるしくみとなっています。

介護予防

高齢者が要支援・要介護状態になることをできる限り防ぐこと。そして、要支援・要介護状態になっても、状態がそれ以上悪化しないようにすることをいいます。

介護予防・日常生活支援総合事業

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることをめざすものです。

介護老人福祉施設

「特別養護老人ホーム」のことです。原則、要介護3～5で、在宅介護が困難な65歳以上の人が利用できる入所施設のことです。

介護老人保健施設

病状が安定している要介護者を対象に、入所者の能力に応じた自立と自宅での生活復帰をめざし、本人の意思を尊重しながら、日常生活の世話や看護・医療・リハビリテーションなどのサービスを提供する施設のことです。

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ提供するサービスです。

カンファレンス

関係者が集まって行う、会議のことをいいます。

基本チェックリスト

要介護（要支援）認定者を除く65歳以上の人を対象に介護予防のチェックのために、要介護の要因となりやすい生活機能低下の危険性がないかどうか、という視点で、運動、口腔、栄養、物忘れ、うつ症状、閉じこもりなどの全25項目について「はい」「いいえ」で記入していただく質問表のことをいいます。

キャラバン・メイト

認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」の講師役となる人をいいます。キャラバン・メイトになるためには所定のキャラバン・メイト養成研修を受講し登録する必要があります。

居住系サービス

認知症対応型共同生活介護及び特定施設入居者生活介護のサービスのことをいいます。

居宅介護支援（介護予防支援）

要介護者等が、自宅で適切なサービスを利用できるように、介護支援専門員が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、ケアプランの作成やサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行うサービスのことをいいます。

居宅サービス

要介護・要支援状態の人が自宅に住みながら受けるサービスです。

居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師等が通院困難な利用者に対し、家庭を訪問して療養上の管理及び指導を行い、療養生活の質の向上を図ることを目的としたサービスのことをいいます。

ケアプラン

一人ひとりの利用者がどのようなサービスを受ければ、自立した生活が送れるようになるかを考えて、様々なサービスを組み合わせて作成する、介護保険サービス利用計画書のことをいいます。計画書の作成は、ケアマネジャーが行います。

ケアマネジャー（介護支援専門員）

要介護者等からの相談に応じて、その人の心身の状況に応じて適切な介護サービスを利用できるよう、市町村、サービス提供事業者などとの連絡調整を行う職種で、要介護者などが自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識、技術を有する人のことをいいます。

ケアマネジメント

サービスを利用する本人の要介護状態や生活状況を把握したうえで、本人が望む生活を送れるよう、様々なサービスを組み合わせてケアプランを作成し、そのプランに沿ってサービスが提供できるよう事業者との調整を行い、実際にサービスが提供された結果を確認する一連の支援のことをいいます。

ケアマネマイスター

特に優れたケアマネジャーとして、居宅介護支援事業所などから推薦のあった者から、「ケアマネマイスター広島選考委員会」において書面審査と面接審査を経て選考され、広島県知事から認定を受けた人をいいます。

軽費老人ホーム

家庭環境、住宅事情などの理由により居宅において生活することが困難な高齢者を低額な料金で入居させ、日常生活上必要な便宜を図る施設のことをいいます。

身寄りのない人、又は家庭事情により家族と同居が困難な人を対象とする「A型」、家庭環境、住宅事情により居宅において生活が困難で、自炊ができる程度の健康状態の人を対象とする「B型」、自炊ができない程度の身体機能の低下などが認められ、独立して生活するには不安があり、家族による援助を受けることが困難な人を対象とする「ケアハウス」の3種があります。

ケース

介護等の福祉分野においては、「場合」・「事例」のことをいいます。

高齢者虐待

高齢者虐待防止法では、家族などの養護者（介護者）又は養介護施設従事者などによる「身体的虐待」「介護・世話の放棄、放任」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」と定義されています。

高齢者等見守り隊

各地域の民生委員・児童委員等が、見守りが必要な高齢者等の居宅を訪問し、安否確認や相談活動を行っています。

国民健康保険団体連合会

国民健康保険法第83条に基づき、会員である保険者（市町村及び国保組合）が共同して、国保事業の目的を達成するために必要な事業を行うことを目的にして設立された公法人のことをいいます。

さ行

サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）

従来の高齢者住まい法による「高齢者円滑入居賃貸住宅」、「高齢者専用賃貸住宅」、「高齢者向け優良賃貸住宅」を一本化し、介護・医療と連携して、安否確認など的高齢者の安心や生活を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅のことをいいます。

施設サービス

「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、「介護医療院」の3種の施設に入所することで受けられるサービスのことをいいます。要支援1・2の人は利用できません。

市長申立て

成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や家族による申立てを行うことが特に難しい場合に、市長が代わりに申立てを行うことをいいます。

市民後見人

社会の各分野で、様々な経験を積んだ市民が親族や専門職とは異なる市民としての特性を活かし、地方自治体等が行う後見人養成講座などを修了したうえで、家庭裁判所から選任された後見人のことをいいます。

社会福祉協議会

地域住民及び社会福祉・保健衛生・その他生活の改善向上に関連のある公私関係者の参加・協力により、地域福祉を推進するため、社会福祉法に基づき設置されている組織のことで、市町村、都道府県及び中央（全国社会福祉協議会）の各段階に組織されています。

縦覧点検

1人のサービス利用状況について、複数月にわたり給付状況の確認やサービス間・事業所間の給付の整合性を確認することをいいます。

小規模多機能型居宅介護

事業所への「通い」を中心として、要介護者等の容態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供することで、24時間365日の在宅生活を支援するサービスのことをいいます。

自立支援型グループホーム

おおむね60歳以上で、家庭環境等により在宅で生活することが困難な人が利用できる施設です。少人数により家庭的な雰囲気の中で共同生活を送ります。

シルバー人材センター

60歳以上の健康で働く意欲のある人に対して、地域社会の日常生活に密着した臨時的、短期的な仕事を確保し、これらを提供することにより高齢者の就労機会の拡大を図り、併せて活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした団体のことをいいます。

スキルアップ

持っている技術の向上を図ることをいいます。

生活支援コーディネーター

地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりに向けた調整を担う人のことをいいます。

生活支援体制整備事業

「生活支援コーディネーター」と「協議体」を設置し、そのネットワークを生かしながら、地域資源の把握を進め、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを行う事業をいいます。市全体を第1層、地区単位を第2層と定義します。

生活支援ハウス

一人暮らしや夫婦のみの世帯で、独立して生活するには不安のある高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する施設のことをいいます。

成年後見

認知症や障害等の理由で判断能力が不十分な人に、不動産や預貯金などの財産管理、介護サービスや施設への入所に関する契約等の支援を行うことをいいます。

た行

団塊の世代

戦後の主に昭和22（1947）年～昭和24（1949）年生まれの世代のことで、この世代の出生数・出生率は以後のどの世代よりも高くなっています。

短期入所生活介護（ショートステイ）

短期入所施設や介護老人福祉施設に短期間宿泊して、食事・入浴・排泄の介助等日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスのことをいいます。

短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設や介護医療院に短期間宿泊して、食事・入浴・排泄の介助等日常生活上の世話や、医師による医学的な管理のもとで行われる看護、理学療法士や作業療法士等による機能訓練を行うサービスのことをいいます。

地域包括ケア（地域包括ケアシステム）

国が平成17（2005）年に定義した言葉で、医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を、地域全体で連携して提供していくシステムのことをいいます。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が29人以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）のことをいいます。

地域密着型サービス

要介護（要支援）者の住み慣れた地域での生活を支えるという観点から、要介護（要支援）者の日常生活圏域内におけるサービス提供拠点の確保を目的に、平成18（2006）年度の介護保険制度改正によって創設されたサービスのことをいいます。

地域密着型通所介護

利用定員が18人以下の通所介護サービスのことをいいます。

通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターなどに通い、食事・入浴・排泄の介助など日常生活上の介護や機能訓練などを行うサービスのことをいいます。

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関等に通い、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を目的としたリハビリテーションを行うサービスのことをいいます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅介護を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回と随時の対応を行うサービスのことをいいます。要支援1・2の人は利用できません。

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームなどの入居者である要介護者又は要支援者が、その施設で特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事などの介護、生活等に関する相談・助言などの日常生活上の世話や、機能訓練・療養上の世話を利用するサービスのことをいいます。

な行

日常生活圏域

市町村の住民が日常生活を営んでいる地域として地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付対象サービスを提供するための施設の整備その他の条件を総合的に勘案して定める区域のことをいいます。

認知症

脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態のことをいいます。

認知症カフェ

認知症の人が自ら活動し、楽しめる、また、認知症の家族の人がわかり合える人と出会う場所として、特別なプログラムは用意されていなく、利用者が主体的に活動することにより運営されます。通常、通所介護施設や公民館の空き時間を活用して、定期的に開催されています。

認知症ケアパス

認知症の人とその家族が地域の中で生活するために、認知症の人とその家族及び地域・医療・介護が連携するしくみをいいます。本市においては、支援内容等をまとめたパンフレットを作成しています。

認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族をできる範囲で手助けする人で、養成講座を受講した人のことをいいます。

認知症サポート医

認知症の人の診察に習熟し、かかりつけ医等への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師のことをいいます。

認知症初期集中支援チーム

認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、本人や家族の状況把握、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行う、複数の専門職からなるチームをいいます。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の要介護者等を対象とするサービスで、少人数（9人以下）の家庭的な環境のもとで共同生活をしながら、食事・入浴・排泄等の日常生活上の介護や機能訓練を行うサービスのことをいいます。

認知症対応型通所介護

認知症の要介護者等を対象とするサービスで、デイサービスセンターなどに通い、食事・入浴・排泄の介助など日常生活上の介護や機能訓練などを行うサービスのことをいいます。

認知症地域支援推進員

認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、認知症施策や事業の企画調整などを行う保健師、看護師などの専門職のことをいいます。

は行

パブリック・コメント

市民意見提出手続きのことをいいます。市の基本的な政策などの策定又は改定にあたり、その趣旨・内容などを広く公表し、これに対して市民などから意見・情報の提出を受け、当該意見などを考慮して当該政策などにかかる意思決定を行うとともに、当該意見の概要、当該意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きのことをいいます。

広島県介護給付適正化計画

不適切な給付を削減することにより、適切な介護サービスの確保と制度の信頼感を高めるとともに、給付の増大を抑制し持続可能な制度の構築を図るために、保険者において取り組むべき事業と県における取組や保険者に対する支援策を定めた計画となります。

フレイル

加齢とともに身体的機能や認知機能が衰える状態のことで、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間を意味します。

訪問介護（ホームヘルプ）

訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問し、身体介護や生活援助及び通院等乗降介助を行うサービスのことをいいます。

訪問看護

訪問看護ステーションや医療機関等から看護師等が家庭を訪問して、療養上の世話や病状の観察、床ずれの手当などを行う看護サービスのことをいいます。

訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士または言語聴覚士が家庭を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を目的としたリハビリテーションを行うサービスのことをいいます。

ま行

みよし福祉・介護人材確保等総合支援協議会

三次市の福祉・介護人材の安定的な確保・育成・定着に向けた取組を関係機関と協働してすすめ、地域で人材を育て、定着させるための方策を協議する組織です。

民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。

児童委員は、地域の子供たちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援などを行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

や行

有料老人ホーム

通常、住まいと食事や生活支援のサービスが一体となって運営され、介護サービスも同一事業者から提供を受ける場合が多い施設です。（様々なパターンがあります。）

要介護（要支援）認定

介護（予防）給付を受けようとする際に、被保険者が要介護者（要支援者）に該当すること、及びその該当する要介護（要支援）状態の区分について受ける市町村の認定のことをいいます。

養護老人ホーム

65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により自宅において生活することが困難な人が、市町村の措置により入所する施設のことをいいます。

予防給付

介護保険で要支援認定を受けた人に対する介護保険給付で、心身の状態の維持又は改善を目的として実施する介護サービスのことをいいます。

発行

三次市福祉保健部高齢者福祉課

郵便番号:728-8501

住 所:広島県三次市十日市中二丁目8番1号

電 話:0824-62-6387

F A X:0824-62-6285

メー ル:koureisha@city.miyoshi.hiroshima.jp